

# 平成 28 年度事業計画書

東京都文京区後楽 1 丁目 4 番 25 号  
公益財団法人 労災保険情報センター

## 平成 28 年度事業計画書

公益財団法人労災保険情報センター（以下「当財団」という。）は、労働災害に係る補償制度及び療養補償として行われる医療の適正な実施及び充実に資するため、労働者、事業主及び労災指定医療機関等その他の関係者に対する協力援助並びに情報提供を行うことにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている。

この目的を実現するため、平成 28 年度は、労災診療被災労働者援護事業（以下「援護事業」という。）、労災診療補償保険事業（以下「補償保険事業」という。）、情報普及事業、労災保険制度支援等推進事業（以下「支援等推進事業」という。）及び労災診療互助事業（以下「互助事業」という。）を実施する。

これらの事業の実施にあたっては、公益財団法人としての責務と役割を十分踏まえ、コンプライアンスの徹底等を図りつつ、役職員一丸となった事業運営を図る。

### 1 公益目的事業

#### (1) 援護事業

当財団と援護事業に係る貸付契約（以下「援護契約」という。）を締結した労災指定医療機関等（以下、労災指定医療機関等を「指定医」、援護契約を締結した指定医を「援護契約医」という。）が国に請求した労災診療費の相当額に係る立替払を、引き続き円滑かつ着実に実施する。

また、国及び医師会等関係機関と連携し、援護事業の一層の周知を図りつつ、援護契約未締結の指定医が多い地域を重点地域とし、新規指定医への契約勧奨に加え、労災受診者が比較的多く見込まれる大規模及び外科・整形外科等の指定医を中心に訪問勧奨等を行うことにより援護契約の締結に努め、援護事業立替払の利用促進を図る。

#### (2) 補償保険事業

当財団と労災診療補償保険支援に係る契約（以下「補償保険支援契約」という。）を締結した指定医（以下「補償保険支援契約医」という。）が国に請求して不支給となった労災診療費と健保等他の保険等との差額を補償する補償保険金の支払を、引き続き迅速かつ適正に実施する。

また、補償保険事業の一層の周知を図りつつ、補償保険支援契約未締結の指定医が多い地域を重点地域とし、新規指定医への契約勧奨に加え、労災受診者が比較的多く見込まれる大規模及び外科・整形外科等の指定医を中心に訪問勧奨等を行うことにより補償保険支援契約の締結に努め、補償保険事業の利用促進を図る。

なお、補償保険支援契約医の保険請求に資するための資料提供、保険金等支払事務の適正性を確保するためのシステム整備及び保険財務の健全性の

維持を図るための検証を引き続き行うほか、特定保険業に携わる職員等に対する保険業法等関係法令の順守を図るための研修を行う。

### (3) 情報普及事業

#### ア 情報提供事業

医療機関を対象として、そのニーズを踏まえたテーマにより「医療機関のためのセミナー」等を開催する。

#### イ 労災診療費算定実務研修会（以下「実務研修会」という。）事業

労災診療費算定基準の正しい理解と労災診療費の適正な請求を実現するため、指定医の医療事務担当者等を対象とする実務研修会を開催する。

なお、平成 28 年度は労災診療費算定基準の改定年であることから、改定内容を重点的に説明する等、効果的な研修の実施に努める。

また、実務研修会の開催にあたっては、都道府県労働局及び都道府県医師会等との連携に努める。

#### ウ 広報事業

労災保険制度全般に関する情報等を広く普及させるため、当財団ホームページを活用し、各種情報等を提供する。

なお、情報の提供にあたっては、利用者の利便性に配慮したコンテンツとする等、内容の充実に努める。

## 2 収益事業等

### (1) 支援等推進事業

#### ア 図書の出版販売の事業

労災保険制度及び労災医療等に関する書籍及び労災保険制度を中心とした各種情報を提供する情報誌「季刊ろうさい」を発行する。

また、販路の拡大及びインターネット等広報媒体の活用等広報活動の積極的な展開により、販売力の強化を図る。

#### イ 国、医師会、医療機関及び事業主等からの受託等の事業

国、医師会、医療機関及び事業主等から講演及び研修等の依頼があった場合には積極的に受託する。

なお、国の調達案件に関する情報収集を行い、新規事業の受託に努めるとともに、新規事業受託に即応できる体制についても検討を進める。

### (2) 互助事業

補償保険支援契約医の相互扶助等を図るため、安定的かつ継続的に以下の事業を行う。

#### ア 長期運転資金貸付金貸付事業

補償保険支援契約医の経営改善に資するため、本制度の周知による活用促進に努めるとともに、適正かつ円滑な運用を図る。

#### イ 振興助成事業

労災医療に関する知識の付与と資質の向上を図るため、都道府県医師会が指定医を対象に実施する研修に助成する。

#### ウ 事業運営費補助事業

補償保険支援契約の促進等を図るため、都道府県医師会に対し、事業運営費を補助する。

#### エ 普及等促進事業

補償保険支援契約医に対し、労災診療費等に関する情報等の周知等を図るため、参考図書を配付するとともに、実務研修会への助成のほか「医療機関のためのセミナー」の開催運営費を補助する。

### 3 その他

#### (1) 組織の変更

当財団の効率的な事業実施体制の確保を図るため、組織変更を行う。

#### (2) 職員研修の実施

平成 28 年度は、コンプライアンス、個人情報保護及び情報セキュリティ対策等に関する研修を実施する。

#### (3) システムの円滑な運用

RIC システム及び管理系システムについては、引き続き安定かつ円滑な運用に努めるとともに、事業の適切な運営及び効率化を図るための改修等を行う。

なお、RIC システムについては、将来の全面更改に向けた準備を進める。

#### (4) 労災診療費オンライン化に伴う対応

国の労災診療費の電子化普及率向上に伴って生じる当財団事業への影響及び対応策等についての検討を行う。